（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

**第一条**　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第五条（見出しを含む。）中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第十二条（見出しを含む。）中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条を附則第十三条とし、附則第十一条を附則第十二条とし、附則第十条を附則第十一条とし、附則第九条の次に次の一条を加える。

（平成三十年度の確定負担調整基準額）

**第十条**　平成三十年度の法附則第十二条第三項に規定する政令で定める額は、四万百二十九円とする。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

**第二条**　健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を次のように改正する。

附則第十条（見出しを含む。）中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条を附則第十一条とし、附則第九条を附則第十条とし、附則第八条を附則第九条とし、附則第七条の次に次の一条を加える。

（平成三十年度の確定負担調整基準額）

**第八条**　平成三十年度の法附則第十条第三項に規定する政令で定める額は、四万百二十九円とする。

**附　則**

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

ハンセン病元患者家族補償金認定審査会令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年一月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

**政令第五号**

ハンセン病元患者家族補償金認定審査会令

内閣は、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号）第二十条第一項及び第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（委員の数の上限）

**第一条**　ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第二十条第一項の政令で定める人数は、二十人とする。

（部会）

**第二条**　ハンセン病元患者家族補償金認定審査会（以下「審査会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6　審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

（議事）

**第三条**　審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　審査会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　前二項の規定は、部会の議事に準用する。

（庶務）

**第四条**　審査会の庶務は、厚生労働省健康局難病対策課において処理する。

（審査会の運営）

**第五条**　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

**附　則**

この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三